

## 詐欺、悪質商法にひっかからないためには

- おいしい話は疑ってみる。
- 個人情報をもやみに教えない。
- 第三者に助言を求める、確認をとる。
- 署名やハンコを押すまえに、契約内容を十分に確認する。

## 契約後、怪しいかなと思ったら

契約してしまった後でも、一定の条件のもとに、消費者からの一方的な解約ができる「クーリング・オフ（頭を冷やす）」という制度があります。「不要なものだった」「だまされた」と気付いたときには、この制度を使って解約することができます。（右図「クーリング・オフによる解約方法」参照）

また、お近くの消費生活センターもご利用ください。

■鳥取県立消費生活センター東部消費生活相談室  
（☎26-7604、26-7605・FAX 26-8144）

## クーリング・オフできるのは

- 事業者の営業所以外（自宅など）の場所で契約した場合  
※路上で呼び止められ連れて行かれた場合や、目的を告げられずに電話で呼び出された場合などは、営業所で契約した場合でもクーリング・オフできます。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合  
※ただし、契約書面を受け取った日から8日以内であること（クーリング・オフの可能な期間は取引方法によって異なります）。

### クーリング・オフのできないケース

- ▷総額が3,000円未満の商品を現金一括で購入
- ▷商品（化粧品、食品などの消耗品）を一部使用  
※販売者に無理やり使わされたなど、状況によっては可能な場合もあります。
- ▷通信販売での購入
- ▷乗用車などの購入

## STOP! 悪質商法!



近年増加する悪質商法による消費者被害をうけ、鳥取県では「消費生活の安定及び向上に関する条例」が改正され、規制対象となる「不当な取引方法」が大幅に拡充、見直されました。（平成16年3月30日施行）

しかし、詐欺や悪質商法は次々と手を変え品を変え、私たちに忍び寄ってきますので被害にあわないためにも、日頃から正しい知識を身に付け、正しい判断能力を養いましょう!

■問い合わせ先 市民参画課（☎20-3163）

## クーリング・オフによる解約方法

必ずハガキなどの書面で通知します

電話は証拠が残らないのでダメ

でかけていくと、再説得される危険性大

書面(はがきなら両面)をコピーにとって保管する

簡易書留・内容証明郵便のいずれかで発送  
※受領証は大切に保管しておいてください

販売会社

信販会社

## 書き方の例

ハガキの場合（簡易書留で）

契約解除（申込み撤回）通知  
・契約（申込み）平成〇年〇月〇日  
・商品名  
・契約額 〇〇〇〇〇円（税込み）  
右の日付けの契約を解除（申込みを撤回）します。  
平成〇年〇月〇日  
住所  
氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地  
〇〇販売会社 御中  
簡易書留  
切手

## ヤミ金融特別相談会について

ヤミ金融、多重債務などの相談に、弁護士、司法書士、警察などがお答えします。電話相談と面接相談を行います。（面接相談については予約が必要）

とき 7月1日（木）

ところ 鳥取県庁第2庁舎6階  
第24、25、26会議室  
（中部、西部でも実施）

電話相談先 ☎24-3698

面談予約先 ☎26-7604・7605



■問い合わせ先  
鳥取県生活環境部県民生活課（☎26-7186）